

一 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 連結レバレッジ比率 自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>六 単体レバレッジ比率 自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める単体レバレッジ比率をいう。</p> <p>七 持株レバレッジ比率 持株自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 連結レバレッジ比率 自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>六 持株レバレッジ比率 持株自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)</p> <p>第二条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が</p>

別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

254 (略)

5 規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、第一項に定めるもののほか、単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。

6 前項の単体レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第七号により作成しなければならぬ。

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 前条第一項から第四項まで（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九

別に定める事項（国際統一基準行の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

254 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

（単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項）

第三条 前条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定は、規則第十九条の二第一項第五号二に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準行の直近の二中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間を

月三十日までの期間をいう。次項及び第十一条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ハ中「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

2| 前条第五項から第七項までの規定は、規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(連結子法人等を有しない国際統一基準行の直近の二中間事業年度に係るものに限る。)について準用する。

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

いう。第十一条において同じ。)に係るものに限る。)について準用する。この場合において、前条第三項第十号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項第一号ハ中「この条、第四条、第十条及び第十二条」とあるのは「この条」と、同号ハ中「をいう」と、同項第七号イ中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同号ハ中「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書」と、同号ニ中「貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「中間貸借対照表及び中間損益計算書」と読み替えるものとする。

(新設)

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イホ (略)

へ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式
の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第三項第
七号において同じ。）

三ノ十 (略)

5・6 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開
示事項)

第五条 前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定は、規
則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について
金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結
会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第
十三条及び第十六条において同じ。)に係るものに限る。)につい
て準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」と
あるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。以下同じ」とあるの
は「をいう」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるの
は「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間
連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第六条第三
項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中
「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ
中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるの
は「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」

イホ (略)

へ 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第二条各号の算式
の分母の額に八パーセントを乗じた額をいう。第六条第二項第
七号において同じ。）

三ノ十 (略)

5・6 (略)

(連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開
示事項)

第五条 前条(第三項第二号から第十号までを除く。)の規定は、規
則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について
金融庁長官が別に定める事項(国際統一基準の直近の二中間連結
会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。第八条、第
十三条及び第十六条において同じ。)に係るものに限る。)につい
て準用する。この場合において、前条第一項中「連結財務諸表」と
あるのは「中間連結財務諸表」と、「をいう。以下同じ」とあるの
は「をいう」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるの
は「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間
連結貸借対照表」と、同条第四項第二号へ中「をいう。第六条第二
項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中
「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ
中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるの
は「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」

と、同号二中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 一十一（略）

2| 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（連結子法人等を有しない国際統一基準に係るものに限る。）は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項とする。

一 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前四半期の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

3| （略）

4| 第二項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、第二項第一号に掲げる事項は別紙様式第七号により、前項第十二号に掲げる事項は別紙様式

と、同号二中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行における四半期の開示事項）

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 一十一（略）

（新設）

2| （略）

3| 第一項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、第一項第十号及び前項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

第六号によりそれぞれ作成するものとする。

5| (略)

附則

(国際統一基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項(第三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、第二条第三項第十号(第三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 適用日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項(第五条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四条第三項第十一号(第五条において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第六条第三項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3 適用日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第四項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」により、前項第八号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

4| (略)

附則

(国際統一基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項(第三条において読み替えて準用する場合を含む。)、第二条第三項第十号(第三条において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第六条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」とする。

2 適用日から平成三十年三月三十日までの間における第四条第二項(第五条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四条第三項第十一号(第五条において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第六条第二項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第二号」とする。

3 適用日から平成三十年三月三十日までの間における第六条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号」により、前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第一号」により、前項第八号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

(別紙様式第一号) ~ (別紙様式第六号)

(略)

(別紙様式第七号)

(略)

(別紙様式第一号) ~ (別紙様式第六号)

(略)

(新設)

(略)